

介護保険と協同労働の協同組合法について～東京における実践から～

2000年11月30日「社民党労働法制部会学習会」

田中羊子(東京高齢協)

東京では介護保険のセンターを16ヶ所、労協方式で立ち上げてきている。これには大きく2つの流れがある。

<ひとつは>

3000人のホームヘルパー養成講座を通じて、自分たちの将来の地域のために、雇われるのではなく仕事を起こしたいという人たちが、1)自分たちで出資金を持ち寄ったり、2)主婦だと多額の出資ができないので、ホームヘルパー講座開催を2～3回重ねて、そこで生み出されたお金を資本に当てたり、3)なるべく安いアパートなどの一室から始めて、無理のない立ち上げ方をしている。当面は入ってくる以外の支出はしない原則で、事業の規模は介護保険が始まって一定大きくなったところで、本格的に開始するやり方でやっている。

<もうひとつは>

民間で働いていたり、とくに東京では家政婦紹介所に登録していた人たちがものすごい勢いで家政婦紹介所がくずれていっているので飛び出して、自分たち有志7～8人で食べていける事業所を作ろうという流れ。この意思を固めた人たちが、有限会社やNPO法人を作ろうとするけれど、ぴったりこなくて、やはり「協同労働の協同組合だったら」ということで合流してくる流れが増えている。短期間で(半年位で)十数名が社会保険に入って働く事業所を立派に成立させる。こういう流れがある。

なぜ協同労働の協同組合法が必要なのか。

民間で働いている人たちと付き合っていると、3つくらいの問題点が聞かれる。

1.生活をかけて働くことができないということ。

民間では7～8割が非常勤である。生計を営

むことのできる働き場になっていない、この仕事で生活できることが大多数のヘルパーさんの要望である。必要な仕事なのに担い手がいなくなる状態を生んでいる。

2.人間的に成長でき、勉強できる環境ではない。

こういう環境で働きたいと思っても、非常勤のため直行直帰型で、運営においてまともな労働者として期待されていなくて、手配師から駒のように扱われる、というのが今のヘルパーの実態。こういう働き方でない働き方をしたいというのが多数のヘルパーの声だ。

3.主体的にコミュニティに見合う事業がつかれない。

家庭を訪問してのケアだけでは限界があり、もっと広がりのあるコミュニティで高齢者を看ていく、たとえば宅老所やグループホームとか、そういう事業に挑戦したいという気持ちがまじめな人ほど芽生えてくる。ところが雇用労働の下では、とくに8～9割の非常勤の人たちには主体性が認められていない。

これに対して、自分たちが今は非常勤で時間が短いとしても、主権を持って運営に参加し事業をつくっていける、そういう道が開けるのであれば、たぶん今働いているケアワーカーのほとんどの人は協同労働を選ぶという実感を持っている。

最後に、税制等の問題もあるけれども、むしろ市民にこういう協同労働の働き方や仕事おこしの道が開かれているし、介護保険制度は確実にそこに道を開いたし、それでやれば頑張れるんだというメッセージを届ける意味でも、協同労働の協同組合の法制化が非常に望まれていると感じている。